

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.294 2021/11/19

### 1 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について

11月18日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令が同日公布され食品衛生法施行規則の一部が改正されたことによるもので、その主な内容は次のとおり。

食品衛生法施行令第35条第30号に規定される「密封包装食品製造業」を営もうとする者は、食品衛生法第55条第1項の規定に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。同号において、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかであって厚生労働省令で定める食品については、密封包装食品製造業の対象から除かれている。このため、「厚生労働省令で定める食品」に係る密封包装食品の製造については、法第55条第1項に規定する許可の取得は不要となっている。

改正省令は、科学的知見等を踏まえ、上記の「厚生労働省令で定める食品」に次の食品を新たな食品を追加する。

施行期日は、公布の日。

玄米、精米、麦類、そばの実、コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆、茶、焙煎麦、乾しいたけ、落花生（生鮮のもの及びゆでたものを除く。）、節類、削節類、焼きのり、乾燥パン粉、ゼラチン、焼ふ、顆粒状の食品又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した食品及び顆粒状又は粉末状の食品をカプセルに入れた食品並びにこれらの食品を混合した食品

<https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/000856820.pdf>

### 2 密封包装食品製造業の許可の対象から除外される食品の追加要請手続について（食品衛生法施行規則第66条の10関係）

11月18日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。これは、今般の省令改正において食品の追加について多くの要望があったことから、検討を引き続き行うため、追加要請手続を定めたものである。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000856821.pdf>